

業務委託契約書（案）

1 業 務 名 那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託

2 業務委託料 ￥ －
うち取引に係る消費税及び地方消費税額(￥ －)

〔別記内訳書〕

期間	支払額(年額)	支払額(月額)
令和8年4月～ 令和9年3月	●●●●●●円	●●●●●●円

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所 那覇市保健所(那覇市与儀1丁目3番21号)

上記の業務の委託について、那覇市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

(所在地) 那覇市泉崎1丁目1番1号

甲 (名 称) 那 覇 市

(代表者) 那覇市長 知念 覚

(所在地)

乙 (名 称)

(代表者)

(総則)

- 第1条** 甲及び乙は、頭書記載の業務の委託契約について、この契約書に定めるもののほか、仕様書、図面その他甲が指示する文書等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約の目的である頭書記載の履行期間内に頭書記載の業務(仕様書等に定める契約の目的物(以下「成果物」という。))がある場合は、成果物を含む。以下、単に「業務」という。)を完了し、成果物がある場合は、完成した成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、軽微なものに関してはこの限りでない。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条** 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条** 乙は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第5条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害(保険その他によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(業務責任者)

第6条 乙は、業務の履行の管理を行う業務責任者(技術上の管理及び業務従事者の指揮・監督を行う者をいう。)を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務関係者に対する措置要求)

第7条 甲は、前条の業務責任者又は乙の使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認めるときは、その理由を示して乙に必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲に通知しなければならない。

(調査、報告)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の処理状況を調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(貸与品等)

第9条 甲が乙に貸与した物品等は、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった場合、速やかに甲に返還するものとする。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定める。

(履行期間の延長)

第11条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

(臨機の措置)

第13条 乙は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙は、必要があると認める場合は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 乙は、第1項の措置をとったときは、直ちに、その措置の内容を甲に通知しなければならない。

(検査及び成果物の引渡し)

第14条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに検査を行わなければならない。

3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

4 乙は、成果物がある場合において、第2項(前項において適用する場合を含む。)に定める検査に合格したときは、直ちに甲へ引き渡しを行わなければならない。

(業務委託料の支払い)

第15条 乙は、前条第2項の検査(同条第3項において適用する場合を含む。)に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に、業務委託料を支払わなければならない。

(期間区分による業務委託料の支払い)

第16条 乙は、甲が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の期間の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、引き渡された成果物が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項又は第3項の規定による請求は、第14条第4項に規定する引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 乙が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (8) 第23条又は第24条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
 - (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2第1

項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号又は前条各項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(協議解除)

第21条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定による解除をしたことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除)

第22条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により、甲が業務を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が履行期間の2分の1以上に達するとき。

(2) 第10条の規定により、甲が業務の内容を変更しようとする場合において、当初の業務委託料の3分の2以上減少することとなるとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(損害賠償の予定)

第25条 乙は、第19条第2項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に

相当する額を甲に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第19条第2項第1号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合

(2) 第19条第2項第2号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(甲の損害賠償請求権等)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 業務に契約不適合があるとき。

(3) 前2項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号において、履行期間後に業務の完了の見込みのあるときは、甲は、第1項の損害賠償に代えて、乙から遅延損害金を徴収し、履行期間を延長することができる。

6 前項の遅延損害金の額は、契約金額(甲の検査に合格又は第7条第2項の協議が成立した物品があるときは、その対価相当額を除く。)につ

き、遅延日数に応じ、契約時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣決定利率」という。)の割合で計算した額とする。

(乙の損害賠償請求権等)

第27条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第15条第2項(第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(補則)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。